

平成24年（ワ）第3671号、平成25年（ワ）第3946号、平成27年（ワ）第287号、平成28年（ワ）第79号、平成29年（ワ）第408号、平成30年（ワ）第878号、令和3年（ワ）第3509号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3464名

被告 関西電力株式会社 外1名

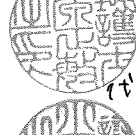
証 拠 説 明 書
(丙529号証)

令和7年2月18日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	小	原	正	敏
	弁護士	田	中		宏
	弁護士	西	出	智	幸
	弁護士	神	原		浩
	弁護士	原	井	大	介
	弁護士	森		拓	也
	弁護士	辰	田		淳



弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	井	上	大	成	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	
弁護士	富	野	聡	史	

上記当事者間の頭書事件につき、被告は、下記のとおり証拠の説明をする。

本証拠説明書における略語等は、被告準備書面（４２）の例による。

記

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 529	大飯発電所 3 号炉 及び 4 号炉 可搬 型重大事故等対処 設備保管場所及び アクセスルートに ついて	写し	H29. 5	被告	被告が、本件発電所について、 「実用発電用原子炉に係る発電 用原子炉設置者の重大事故の発 生及び拡大の防止に必要な措置 を実施するために必要な技術的 能力に係る審査基準」(丙88)に 適合していることを確認するた めに実施した評価の内容